

高圧ガス保安協会東北支部長
宮城県高圧ガス保安協会長
社団法人 宮城県エルピーガス協会長
宮城県エルピーガススタンド協会長
宮城県冷凍設備保安協会長
宮城県冷凍空調設備工業会長

殿

宮城県総務部長



高圧ガスに関する事務の権限移譲について（通知）

本県の産業保安行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことにつきましては、「事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）の一部を改正する条例（宮城県条例第75号）が平成20年12月22日付けで公布されたことにより、下記の権限が追加移譲されることになりました。

つきましては、平成21年度以降の申請手続に支障のないよう、下記について貴下会員に周知願います。

記

1 対象市町村 登米市

2 追加移譲される事務の権限

(1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に関する次の事務の権限。

施設等の所在地（施設等を管理する事務所の敷地を含む）が登米市の区域内のみである、高圧ガスの事業所に関する事務の権限。

(2) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和49年法律第149号）」に関する次の事務の権限。

イ 販売所の所在地が登米市の区域内のみである、液化石油ガス販売事業者に関する事務

ロ 保安業務を行う販売所の所在地が登米市の区域内のみである、保安機関に関する事務

ハ 使用の本拠地（本拠地を管理する事務所の敷地を含む）が登米市の区域内のみである、充てん設備に関する事務

3 権限移譲日 平成21年4月1日

4 備考

(1) 2に掲げた2法のうち、免状の交付に関する事務は、引き続き宮城県が行います。

(2) 当該権限移譲に伴い、申請に関する手数料の納付方法が変更となる予定ですので、詳しくは、登米市（消防本部：0220-22-0119）にお問い合わせください。

担 当 総務部消防課産業保安班 鈴木
T E L 022(211)2377 F A X 022(211)2398